

院外処方箋の変更調剤にかかる事前プロトコル

2020年8月版

大阪大学医学部附属病院

【目的】

本プロトコルの目的は、当院と処方箋応需薬局間で事前に共通プロトコルを構築・合意し、薬局における処方箋調剤に適用することで、疑義の解消と医療機関への問合せ減少を図る。結果として、医療スタッフの並びに患者の負担軽減と外来患者や入退院患者の薬学的管理の向上を図ることを目的とする。

具体的には、合意書を取り交わした薬局で応需した当院の処方箋において、以下の項目に該当し、かつ処方医師からプロトコル適用対象外との意思表示がない場合は、疑義の対象とはせず、処方医師に照会することなく内容を変更し、調剤出来るものとする。

《申合せ事項の適用にあたっては以下を原則とする》

- ◆ 変更調剤を行う場合は、薬局薬剤師が患者に十分説明し、同意を得る。
- ◆ 処方医師によって、処方箋備考欄に本プロトコルの適用対象外との意思表示がなされた場合は、当該処方箋に限りプロトコルを適用せず、通常通りの疑義照会を行う。（自己調節の指示（コメントに記載）がある場合も該当薬剤についてプロトコル適用外として取り扱う）
- ◆ 麻薬及び覚せい剤原料には本プロトコルは適用せず、変更する場合は必ず疑義照会を行う。
- ◆ 医師による処方ミスが疑われる場合は、合意内容に関わらず疑義照会を行う。
- ◆ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医師の署名又は記名・押印がある場合は、合意内容に関わらず、「変更不可」の指示に従う。
- ◆ 「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」として、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」、「保険医療機関へ情報提供」等の指示がある場合はそれらの指示に従う。
- ◆ 本プロトコルに基づき変更調剤を行った場合、1) 調剤録に本プロトコル適用の事実と項目番号を記録するとともに、2) 「変更調剤報告書」を薬剤部にFAX送信する。



《問い合わせ窓口》 06-6879-5111（代）

① 本プロトコルに関すること

薬剤部 外来調剤室

薬務室

受付時間 平日 9時～17時

* 疑義照会については、FAX で受け付けています。

FAX 送付先：06-6879-5989（薬剤部 外来調剤室）

② 保険関係（保険者番号、公費負担など）

医事課 外来担当（内線 5211、5212）

受付時間 平日 9時～17時

《処方変更・調剤後の連絡》

処方変更し調剤した場合はその内容を変更調剤報告書にて薬剤部へ FAX してください

FAX 送付先：06-6879-5988

（薬剤部 外来調剤室）

《申合せ事項》【共通プロトコル】

① 薬剤の変更（変更前後の薬剤間で医薬品・医療機器等法で承認された投与経路及び効能・効果が一致する場合に限る）

1) 成分名が同一の銘柄変更

例 1) モーラスパップ 30mg（先発）

⇒ ミルタックスパップ 30mg（先発）

例 2) マグラックス錠 330mg ⇒ 酸化マグネシウム錠 330mg「●●●」

（薬価基準経過措置移行品目の場合）

* 先発品間でも可

* 薬価基準経過措置移行品目は、販売名変更、販売中止等によるもの

* 患者に使用方法、価格等を説明後、同意を得たうえで変更

2) 内用薬の剤形変更

例 1) ドグマチールカプセル 50mg ⇔ ドグマチール錠 50mg

例 2) アクトス錠 30 ⇔ アクトス OD 錠 30

* 錠（カプセル、OD 錠など）の粉碎指示時の同一メーカーの散剤への



変更を可能とする

例：ロキソニン錠 60mg 1錠（粉碎）

⇒ ロキソニン細粒 10% 0.6g

* 用法用量が変わらない場合のみ可

* 下記に掲げるグループ内で変更を可能とする

（ア）錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤、

（イ）散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）

（ウ）液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）

* 患者に使用方法、価格等を説明後、同意を得たうえで変更

3) 含量規格が異なる製剤がある場合の含量規格の変更

例1) アムロジンOD錠 5mg 1回2錠 ⇔ アムロジンOD錠 10mg 1回1錠

例2) ミカルディス錠 40mg 1回0.5錠 ⇔ ミカルディス錠 20mg 1回1錠

例3) リンデロン-V軟膏 0.12% (5g/本) 6本 ⇔ リンデロン-V軟膏 0.12% (10g/本) 3本

例4) カロナール細粒 50% ⇔ カロナール細粒 20%

* 患者に使用方法、安定性、価格等を説明後、同意を得たうえで変更

② アドヒアランス改善等の理由による半割、粉碎、混合または一包化（使用期間を通じて薬剤の品質に問題がない場合に限る）

1) 半割、粉碎または混合、あるいはその逆（規格追加も含む）

例) ワーファリン錠 1mg 1.5錠 ⇔

ワーファリン錠 1mg 1錠+0.5mg 1錠

* 抗悪性腫瘍薬は対象外

* 患者に使用方法、安定性、価格等を説明後、同意を得たうえで変更

2) 患者の希望またはアドヒアランスの理由による一包化調剤

（抗悪性腫瘍薬、及びコメントに「1包化不可」とある場合は除く）

* 患者に使用方法、安定性、価格等を説明後、同意を得たうえで変更

③ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、数量を減じて調剤すること



例1) 処方：ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg 「●●」 28 日分
 ⇒ 22 日 (6 日残薬がある場合)

例2) アンテベート軟膏 3 本 ⇒ 2 本
 (1 本残薬がある場合)

- * 薬剤の削除が必要になる場合は、疑義照会を行う
- * 患者に使用方法、価格等を説明後、同意を得たうえで減量

≪申合せ事項≫【阪大プロトコル】

①薬剤の変更

- 1) 配合剤の服用歴がある患者で入院等を契機に単味製剤の組合せに変更されたと判断出来、患者が配合剤を希望した場合における配合剤への変更

例：(薬歴上) ミカムロ配合錠 AP 1 錠
 (今回処方) ミカルディス錠 40mg 1 錠、
 アムロジピン OD 錠 5mg 1 錠
 ⇒ ミカムロ配合錠 AP 1 錠に変更可能

- 2) 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更 (先発品類似剤形への変更を含む)

例：【般】ファモチジン口腔内崩壊錠
 ⇒ ファモチジン D 錠 10mg (後発品)
 ⇒ ガスターD 錠 10mg (先発品)
 ⇒ ファモチジン錠 10mg (後発品)
 ⇒ ガスター錠 10mg (先発品)

②消炎鎮痛外用剤の用法 (適用回数、適用部位、適用タイミング等) が口頭で指示されている場合 (処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている) に用法を追記すること

例1) モーラステープL 3 袋 1 日 1 回
 ⇒ 1 日 1 回 腰 1 日 1 枚

③薬歴と照合した上での継続処方、処方日数が使用予定日数に満たないと判断される場合の処方日数の整合化

- * 増量調整については、次回受診日までの必要最低限の数量とし、患者の要望などを理由とした過剰な増量は不可とする。



④ビスホスホネート製剤の週 1 回あるいは月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例 1）（他の処方薬が 14 日分処方の場合）

ベネット錠 17.5mg（週 1 回製剤）1 錠 分 1 起床時 14 日分 ⇒ 2 日分

* 薬歴上で処方間違いが明確な場合

* 患者に使用方法、価格等を説明後、同意を得たうえで変更

その他

トレーシングレポート等の情報は、当院薬剤部のホームページをご覧ください <https://handai-medicine.com/>

作成履歴

令和 2 年 3 月 9 日（第 1 版）

令和 2 年 8 月 3 日（第 2 版）

作成：大阪大学医学部附属病院 薬剤部

